

認定の流れ

鳥獣捕獲等事業者

認定の申請
(18条の3)

都道府県知事

欠格事由
(18条の4)
認定の実施
(18条の5①)

公示・通知

認定鳥獣捕獲等事業者

変更認定不要
の軽微な事項

対象鳥獣の変更等
(18条の7①)

変更の認定

名称変更等
(18条の7③)

変更の届出

業の廃止
(18条の7④)

廃止の届出

公示

【申請書の記載事項】

- ①名称及び住所並びに代表者の氏名
- ②捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法
- ③実施体制に関する事項
- ④従事する者の技能及び知識に関する事項
- ⑤従事者に対する研修の実施に関する事項
- ⑥その他環境省令で定める事項

申請の手続き

申請書の添付書類

その他の申請書記載事項

【認定の要件】

- ①欠格事由に該当しない
- ②安全管理体制が基準に適合
- ③夜間銃猟に係る安全管理体制が基準に適合
- ④従事者の技能及び知識が基準に適合
- ⑤従事者に対する研修内容が適切かつ十分
- ⑥その他の基準に適合

安全管理体制に係る基準

夜間銃猟の際の安全管理体制に係る基準

従事者の技能及び知識に係る基準

その他の基準

は省令規定事項を示す

3年経過

更新申請
(18条の8②)

有効期間の更新

更新拒否

失効
(18条の10①)

公示・通知

鳥獣法違反
不正認定

18条の6②

18条の10②
認定取消し

基準不適合

75条①④

報告徴収
立入検査

適合命令

公示・通知